

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（参事等） 第22条の2 局、課、係及び班に、参事、<u>事務専門</u> <u>幹、技術専門幹</u>、副参事、経営企画員、主査、専 門員及び主任を置くことができる。 2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、経営 企画員、主査、専門員及び主任は、上司の命を受 けて、局、課、係及び班の事務を処理する。 （参事等） 第27条 事業所及びその内部組織に、参事、<u>事務専</u> <u>門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主 任を置くことができる。 2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、 専門員及び主任は、上司の命を受けて担当事務を 処理する。	（参事等） 第22条の2 局、課、係及び班に、参事、副参事、 経営企画員、主査、専門員及び主任を置くことが できる。 2 参事、副参事、経営企画員、主査、専門員及び 主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の 事務を処理する。 （参事等） 第27条 事業所及びその内部組織に、参事、副参事、 主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司 の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。